

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄に○を、誤っていれば、右欄に○を記入しなさい。

第1問 安全保障関連の輸出規制は、国際的な平和と安全の維持を目的とした国際条約や国際的な合意等に基づいて多数の国の協調の下に行われている。○

第2問 外為法第48条第1項に違反して、30万円の貨物の不正輸出を行った場合、輸出者に対する罰金の最高額は200万円である。○

第3問 現在行われている輸出管理は、「不拡散型輸出管理」に配慮したものとなっている。○

第4問 中国は、すべての輸出管理レジームに参加している。×

第5問 安全保障輸出管理では、技術やプログラムの非居住者への提供は規制されていない。×

第6問 ワッセナー・アレンジメント(WA)の輸出規制対象地域は、輸出令別表第4に掲げる地域と同じである。×

第7問 キャッチオール規制では、非居住者への口頭による技術の提供は一切規制されていない。○

第8問 国際的な輸出管理レジームとは、ワッセナー・アレンジメント(WA)、原子力供給国会合(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル関連機材・技術輸出規制(MTCR)である。○

第9問 オーストラリア・グループ(AG)というレジーム名は、提案国の名前に由来している。○

第10問 生物・化学兵器そのものの輸出規制は、生物・化学兵器禁止条約(BWC)という1つの条約に基づいて行われている。×

第11問 平成18年6月1日付けの「包括許可取扱要領の一部を改正する通

達」により、経済産業省が予め明示した輸出管理に係る適格な説明会（適格説明会）への参加が一般包括許可の取得・更新の要件となった。

○

第 12 問 「武器輸出三原則」とは、日本が武器を「持たず」、「作らず」、「持ち込ませず」とした政府方針のことである。 ×

第 13 問 輸出令別表第 4 に掲げられている地域とは、イラン、リビア、シリア、北朝鮮であり、「懸念 4 カ国」と呼ぶ場合がある。 ×

第 14 問 輸出令別表第 1 の中欄に掲げられた規制貨物に該当するか否かは、輸出令別表第 1 だけではなく、貨物等省令、運用通達等を確認して判断する必要がある。 ○

第 15 問 駐日イラン大使館に勤務するイラン人外交官に、リスト規制に該当する貨物及びリスト規制に該当する技術を日本国内で提供する場合、国内取引なので、貨物や技術の内容にかかわらず、経済産業大臣の許可は不要である。 ×

第 16 問 リスト規制に該当し、輸出許可が必要な貨物を台湾で積み替え、中国に輸出する場合、輸出許可申請書の「経由地」と「仕向地」の欄には中国と記載する。 ×

第 17 問 輸出許可証の有効期間後に輸出が見込まれる場合、事前に有効期限の延長申請手続を行えば、手続中に輸出を行うことができる。 ×

第 18 問 一般包括許可を用いて中国向けに輸出しようとしていたが、当該貨物が核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる疑いがある。この場合、一般包括許可の効力は失効する。 ×

第 19 問 リスト規制に該当するポンプの新製品を外国での展示会に出品し、展示会終了後同製品を日本に戻す場合、販売するわけではないので、展示会に送る際、経済産業大臣の輸出許可は一切不要である。 ×

第 20 問 暗号特例告示を適用できるパソコンを輸出しようとしたが、需要者が「外国ユーザリスト」に掲載されていることが判明した。この場合、

必ず輸出許可を取得する必要がある。 ×

第 21 問 輸出管理社内規程の作成は、外為法では義務づけられていないが、輸出管理社内規程を経済産業大臣に提出し、その規程を確実に実施していることが一般包括許可申請の一要件となっている。 ○

第 22 問 企業の安全保障輸出管理を確実に実施するためには、組織的な管理の仕組みを作るより、むしろ専門家を育成してすべてを任せるのが企業にとっては最善の策である。 ×

第 23 問 直接の輸出がなく、国内販売だけを行っている企業は、取り扱っている貨物及び技術、それらの販売形態にかかわらず、輸出管理は全く不要である。 ×

第 24 問 企業の海外子会社等海外拠点からの輸出については、当該輸出国の法令を守っていれば、いずれの国であっても、親会社は特段の管理や指導を行う必要はない。 ×

第 25 問 米国製の電子部品を輸入したが、この一部を第三国に輸出することになった。日本からの輸出なので、企業の輸出管理としては、外為法に基づく輸出管理規制を遵守しておくだけでよい。 ×